

第 62 回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

熱中症対策の義務化の概要について



厚生労働省は労働安全衛生規則の一部を改正し、労働安全衛生法第 22 条に基づく労働安全衛生規則第 612 条の 2（熱中症を生ずるおそれのある作業）を新設し 6 月 1 日から施行しました。この改正では、熱中症が生じるおそれのある暑熱下で作業する場合に、「事業者に早期発見の体制の整備と関係作業員への周知、重篤化を防止する措置の実施手順の作成と関係作業員への周知」を義務としました。対象は、気温 31 度以上で継続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えることが見込まれる作業に限られます。義務を怠ると労働安全衛生法 22 条違反として「6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金」に処される場合があります。

【改正省令の概要】は以下の通りです。

1. 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業員への周知
 2. 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業員への周知
- ※上記義務が対象となるのは、「WBGT 28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で継続 1 時間以上又は 1 日 4 時間以上を超えて実施が見込まれる作業」です。

*改正省令の詳細は、下記の参考資料をインターネットでご参照ください。

ここでは、この改正の施行に当たり、厚生労働省が都道府県労働局長に通知した「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」という通達の一部を、熱中症対策を行う上で参考となるとお思いますので紹介します。ご不明な点が解消されるかもしれません。

- ⑦「**熱中症**」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分（ナトリウム等）バランスが崩れる、体温の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称であること。
- ⑧「**暑熱な場所**」とは、湿球黒球温度（WBGT）が 28 度以上又は気温が 31 度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む趣旨であること。
- ⑨「**暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業**」とは、上記の場所において、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれる作業および非定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となること。
- ⑩暑熱な場所に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要があるが、例えば、通風のよい屋外作業について、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えないこと。
- ⑪「**当該作業に従事する者**」（以下「作業員」という。）とは、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含むものであること。
- ⑫建設現場にみられるような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生ずるものであること。この場合の作業員に対する周知の方法として、各事業者が共同して 1 つの緊急連絡先を定め、これを作業員の見やすい場所に掲示することや、メールでの送付、文書の配布等が考えられること。
なお、上記のような複数事業者が混在して作業を行う状況において当該措置が行われていなかった場合には、元方事業者のみに違反が生ずる訳ではなく、当該作業場に関わる全ての事業者に同条違反が生ずるものであること。
- ⑬熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる場合には、安衛法第 59 条第 1 項に基づく雇入れ時等の安全衛生教育及び同法第 60 条に基づく職長等に対する安全衛生教育において、教育すべき事項とされている事故時等や異常時における措置には、今回の改正内容も含め、熱中症が疑われる者に対する応急措置が含まれるため、これらの教育の実施に当たっては留意する必要があること。

【参考資料】

*令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が改正されます。職場における熱中対策の強化について（リーフレット版）

<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/002215755.pdf>

出典：厚生労働省ホームページ